

法の番人として実質審理を行い公正な判決を求める要請

沖縄県による埋め立て承認の撤回は、軟弱地盤の存在、県との事前協議が行われなかったこと、環境保全措置の問題、加えて活断層の存在や、新基地建設後における高さ制限、普天間返還条件の問題など、辺野古埋立事業に数多くの問題があり、公有水面埋立法の定める要件を充足していないために適法に行われたものです。

これに対して国の機関である沖縄防衛局が、私人になりすまして、国民の権利救済の法律である行政不服審査法を悪用、濫用し、国土交通相に申し立てたのは、固有の資格を持つ行政機関の適用除外を定めている同法7条2項に違反しています。法治国家として許せない違法行為です。

さらに、同じ国の機関である国土交通相は、辺野古推進の立場であり、初めから結論ありきで公正さに欠けています。身内の手続きで県の撤回を無効にしたことも違法行為です。

裁判所は三権分立で行政から独立した機関です。法の番人として政府からの介入を排して、今回の政府の違法行為に対して、公正な審理を行い、司法の存在意義を示すべきです。

私たちは、裁判所が法の番人として民主主義、地方自治を支える立場を果たしてもらうために、以下のことを要求します。

【要求項目】

- 一、県の承認撤回について、中立・公正な実質審理を行うこと。
- 二、沖縄防衛局による行政不服審査法の濫用について、違法との判断を行うこと。
- 三、国土交通相による県の埋立承認撤回の取り消しについて、違法との判断を行うこと。

団体名：

住 所：